

令和2年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議要録

1	開催日時	令和2年10月29日（木） 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	福祉会館 小ホール
3	出席委員名 (敬称略)	井上斉、上原健嗣、小川容子、落合高幸、金子恵一、川上政子、久保田進、佐田恵子、清水太郎、下村咲子、多賀谷守、林田良子、比留川実、松川茂雄、渡邊浩文
4	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度 第3回 小平市介護保険運営協議会 会議次第 (2) 資料1-1 地域密着型サービス事業所の新規指定について (3) 資料1-2 地域密着型サービス事業所の指定更新について (4) 資料2 小平市地域包括ケア推進計画の策定について (5) 資料3 地域密着型サービス事業所の廃止について (6) 資料4-1 令和2年度小平市地域包括支援センター活動報告 (4月～8月) (7) 資料4-2 令和2年度小平市地域ケア会議実施報告 (4月～9月) (8) 資料5 総合事業の事業所指定の状況について (9) 資料6 小平市高齢者デイサービスセンターの廃止について (10) 資料7 介護保険高額介護（介護予防）サービス費の支給誤りについて (11) 参考資料 事前質問への回答について
5	傍聴人数	1名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 配付資料の確認 3 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の指定等について（資料1-1、1-2） (2) 小平市地域包括ケア推進計画の策定について（資料2） 4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業所の廃止について（資料3） (2) 地域包括支援センターの活動報告、地域ケア会議実績報告について (資料4-1、4-2)

		<p>(3) 総合事業の事業者指定状況について (資料5)</p> <p>(4) 小平市高齢者デイサービスセンターの廃止について (資料6)</p> <p>(5) 介護保険高額介護 (介護予防) サービス費の支給誤りについて (資料7)</p> <p>5 閉会</p>
--	--	--

1 協議・検討事項

(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について

委員：新型コロナウイルス感染症の影響による利用定員の増減はあるのか。また、指定更新について、今回の場合は指定期間満了日が8月31日であることからすると前回8月20日の第2回の運営協議会の際に諮るべきだったのではないか。

事務局：新型コロナウイルス感染症に伴って定員が減ることはない。指定の更新については、運営協議会に間に合うようにやっていきたいと思う。

2 報告事項

(1) 地域密着型サービス事業所の廃止について

委員：利用者の減少が廃止の理由とあるが、一般的には高齢者が増加傾向にある。どのような理由で利用者が減っているのか。

事務局：ご家族としては、介護の負担を考えて特別養護老人ホーム等の施設に空きがあれば、そちらを利用したいという意向があると伺った。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用される方は主に医療を必要とする方になるが、そもそもその対象者の範囲が少ないのではないかと考えている。重度の方になってくると、家で介護をするケースがなかなか現実的ではないのではということ、また、ケアマネジャーも、本人の状態が重度化すると、施設を探す傾向にあるということで、なかなか定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の流れにはならないということを知っている。

委員：今回の事業所については、その地域にニーズのある方が固まっておらず、拡散されていたため、移動するというのが大変だったとは聞いていた。

委員：利用者が減っているとの話だが、計画案では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備目標が2か所となっているが。

事務局：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問介護と訪問看護を24時間、365日受けられるサービスである。在宅でできる限り暮らしたいというニーズもあることから、次期計画案に整備目標として掲載しているところである。

(2) 地域包括支援センターの活動報告、地域ケア会議実績報告について

委員：困難ケース対応というのはどのようなものか。

事務局：お一人の方に対して一度だけではなく何度か対応するというようなケースである。

委員：介護認定に対する相談は、この中でどれになるのか。あるいは、そういう相談はあるか。

事務局：主には介護保険の項目で計上している。ご自身に一度出た認定に対する意見等は、介護保険の「申請等の相談」に計上している。

委員：資料4-2、個別事例の検討で、検討した内容は公表されないのか。

事務局：個別のケースであり、この資料自体も公表されてしまうことから、ここまでの掲載とさせていただいている。

(3) 総合事業の事業者指定状況について

委員：虐待や不適切な対応等の苦情というのは市にどのくらいあるのか、またそれに対してどのように対応しているのか。

事務局：虐待の報告は上がってきていないが、苦情については、内容を確認した上で事業所に事実確認を行い、基準に違反する場合は実地指導につなげていく。

(4) 小平市高齢者デイサービスセンターの廃止について

委員：福祉施設について、公設民営から民設民営という流れが出てきていることは承知しているが、福祉施設全体について、市のほうで大きな考え方をここで検討し始めたと理解していいのか。

事務局：今回は高齢者デイサービスセンターのみの検討であり、市の障害者施設やその他福祉施設についても廃止にしていくということではない。

(5) 介護保険高額介護（介護予防）サービス費の支給誤りについて

委員：支払期限や金額等の相談があった場合、どのように対応しているのか。

事務局：返還手続について、金額のご相談は今いただいていない状況。期間については、今年度中には返還していただくようお願いしている。

委員：過去にも同様のことはあったか。

事務局：過払いについては発生していない。未払いについては、31年4月から支給事務を行っていなかったことが判明したが、その前は支給をしている。

委員：この期間にお亡くなりになっている方についてはご家族が対応するのか。

事務局：そのとおり。

2 協議・検討事項

(2) 小平市地域包括ケア推進計画の策定について

委員：ほのぼのひろば事業が地域づくり・日常生活支援のカテゴリーにあるのはなぜか。介護予防ではないのか。

事務局：現行の計画では介護予防に入っている。ただ、ほのぼのひろばは趣味の活動や創作活動、レクリエーション、軽い体操などを行う地域の居場所と掲げているため、居場所としての側面もあると考えている。介護予防と両方の側面があるが、今回は地域づくりのカテゴリーに入れることとした。

委員：フレイル予防に取り組むグループの最低人数があれば教えてほしい。

事務局：最低人数3人で考えている。

委員：地域包括の施策の体系等はすばらしいと思うが、地域自治会の活動があまり活発ではない地域、例えば民生委員が不在の地域では、ひとり暮らしの方への声掛け等といった対応がどうなるのか不安がある。

事務局：民生委員がいない地域に対するアプローチは、市のほうから包括にも情報提供させていただいた上で、地域の把握というものを前提に進めてまいりたいと考えている。

委員：民生委員のいないところは、そこの地区の会長がフォローするというになっている。もし、何か相談事とかがあれば、ぜひそちらにお持ちいただければと思う。民生委員がいない地域は必ずフォローしていくと考えている。

委員：認知症地域支援推進員について、何名配置を予定しているのか。また、市の職員か、ボランティアなのか。

事務局：認知症地域支援推進員について、現在、地域包括支援センター中央センターに2名配置している。そのほかの地域包括支援センターは、1名ずつ配置する予定。また、認知症地域支援推進員はボランティアでも市の職員でもないが、認知症の対応について、専門的な知見を有している者ということで、そういった方をお願いできるよう、各法人と調整させていただいているところ。

委員：在宅医療介護連携調整窓口において、関係者を支援しますと説明があつたが、支援の内容はどんなものか。

事務局：レスパイト入院先の紹介や、在宅医療を実施している医療機関等の相談が寄せられるため、その相談の受付を行っている。

委員：社会参加の促進の主な事業・取組で、福祉会館運営とある。内容として、「入浴設備を備えた施設を運営します」とあるが、施設の老朽化等や、現実、機能していないということがある。先行きが不透明なものを、運営しますと言い切ってしまう方がいいのではないか。

事務局：ご指摘のとおり、表記を見直させていただきたいと思う。

- 委員：共通入浴券の配布について、共通入浴券は、民生委員が年に2回配布している。ただ、小平市に公衆浴場がなくなってきているため、これから先どうするかが大きな課題としてある。
- 事務局：65歳以上でお風呂がない方向けの支援はもちろんだが、公衆浴場組合への援助の側面もある。東京都全体で入浴券の配付事業がまだ残っていることもあり、今市内に二つしか残っていないものの、事業は継続している。
- 委員：市民体力測定の対象年齢が79歳までとなっているが、なぜ79歳までとする必要があるのか。
- 事務局：文科省の体力測定実施要領では79歳までを対象としている。
- 委員：市独自で80歳以上も体力測定することは可能ではないか。
- 委員：一般的に介護度の認定が厳しくなっていると聞く。さらには認定結果に対して異議申し立てもされている旨報じられている。高齢化の進展で、高齢者福祉支出を抑制するという時代状況を前提とすれば、實際上運用が厳しくなるのもやむを得ないと思う。小平市については、運用の実態がどのようになっているか、どの程度厳しくなっているのかについて、この介護保険運営協議会において実態や状況を把握する必要があると思うが如何。
- 事務局：介護度の認定基準は従来と変わっていない。従って、認定が厳しくなったということはない。